

公益通報（内部通報）制度の整備について

1 制度の目的

公益通報者保護法の趣旨に即し、県の事業または県職員の職務上の行為について、職員等からの法令違反等の内部通報を適切に処理する体制を整備することにより、通報者の保護を図りながら、職員の法令遵守の徹底、不祥事の未然防止ならびに公共の利益の保護を推進することを目的として、公益通報（内部通報）制度を設けることとする。

2 制度の内容

(1) 通報者の範囲

- ・ 知事部局・議会事務局・監査委員事務局・人事委員会事務局に所属する県職員（臨時的任用職員、非常勤嘱託員、日々雇用職員を含む）
- ・ 上記の県の機関において、契約等（派遣・請負等）に基づき県に労務を提供する者

(2) 通報の対象

- ・ 法令（条例、規則等を含む）に違反し、または違反するおそれのある行為
- ・ 人の生命、身体、財産の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれのある行為

(3) 通報窓口および方法等

内部窓口 人事課

通報は実名により、封書または電子メールで受け付ける。ただし、対象となる行為を客観的かつ具体的な根拠を示して通報する場合は、匿名で行うことができる。

外部窓口 公益通報相談員

通報方法は実名により、封書または電子メールで受け付ける。

ア 県弁護士会の担当弁護士

イ 職員相談室長（福利厚生課内）

3 通報の処理

- (1) 窓口で受け付けた通報は、人事課または関係課等で事実の有無を調査し、法令違反等があれば是正措置・再発防止策等を講じる。
- (2) 調査結果・是正措置等の内容については、通報窓口を通して通報者に通知する。
- (3) 処理のフロー図は裏面のとおり。

4 施行期日

平成19年10月1日（予定）